

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則		法令の番号	平成14年環境省令第29号						
許認可等の種類	指示措置等と一体の土地形質変更に係る確認申請		根拠条項	第45条						
審査基準	<p>○土壌汚染対策法施行規則（第四十五条第三項）</p> <p>当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第二号の確認をするものとする。</p> <p>一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる指示措置等との間に一体性が認められること。</p> <p>二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していること。</p> <p>三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第七条第一項の期限に照らして適当であると認められること。</p>									
	受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間（当該期間には初日を算入することとし、閉庁日を含めない）	14日	目次NO	-1
							標準経由期間	日		

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則		法令の番号	平成14年環境省令第29号					
許認可等の種類	指示措置等と一体の土地形質変更に係る確認申請		根拠条項	第45条					
審査基準	<p>○土壌汚染対策法 第九条第二号                  （要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）                  第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 略                  二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの                  三 略</p> <p>○土壌汚染対策法施行規則 第四十三条第二項                  法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 略                  二 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの                  三 略</p>								
	受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間（当該期間には初日を算入することとし、閉庁日を含めない）	14日	目次
						標準経由期間	日	NO	